



# 税金

## 市県民税を納める人(納税義務者)

問 税務課 市民税係

市県民税を納める人は次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
市内に住所がある人	均等割額 + 所得割額
市内に住所はないが、市内に事業所などがある人	均等割額

※市内に住所があるかどうか、また、事業所などがあるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況で判断されます。

## 市県民税が課税されない人

問 税務課 市民税係

### 均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障がい者・未成年者・寡婦または寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下だった人

### 均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

- 控除対象配偶者や扶養親族がいない人  
→28万円
- 控除対象配偶者や扶養親族がいる人  
→28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+16万8,000円

### 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

- 控除対象配偶者や扶養親族がいない人  
→35万円
- 控除対象配偶者や扶養親族がいる人  
→35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+32万円

## 市県民税の計算方法

問 税務課 市民税係

市県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。  
市県民税額＝均等割額＋所得割額

### 均等割の税額

5,500円(市民税3,500円 県民税2,000円)

※県民税には森林環境税500円が含まれています。

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、県や市が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、上記の額となります。

### 所得割の税額

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

所得割額＝(所得金額－所得控除額)×税率－税額控除－配当  
株式所得割額控除

## 法人市民税の納税義務者

問 税務課 市民税係

法人市民税の納税義務者は以下のとおりです。

- 市内に事務所や事業所がある法人
  - 市内に寮・保養所などを有する法人で、事務所や事業所がない法人
  - 市内に事務所や事業所を有する公共・公益法人などまたは法人でない社団などで収益事業を行わないもの
- ※1. に掲げる法人に対しては均等割と法人税割がかかり、  
2. と3. に掲げる法人などに対しては均等割だけがかかります。



税金



## 法人市民税の税率

問 税務課 市民税係

### 均等割

区分		税額
資本金等の金額	小郡市分の従業員数	
1,000万円以下	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1,000万円超1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

※法人税額の算定期間中に、小郡市内に事務所などを有していた期間が1年に満たない場合は、事務所などを有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定します。

均等割額＝法人市民税均等割(年額)×事務所などを有していた月数÷12

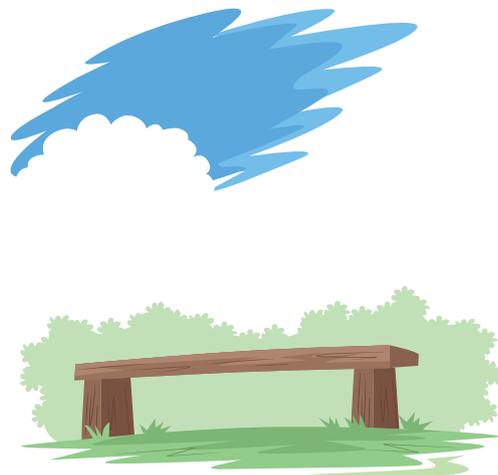
## 法人税割

法人市民税の法人税割の課税標準は、法人税額です。  
小郡市の法人市民税の法人税割の税率は、以下のとおりです。

法人税割の税率	
平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割額	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割額	12.1%



税金



## 軽自動車税年額と廃車等手続先

問 税務課 市民税係

軽自動車税の年税額(平成29年度以降)と廃車などの手続先は以下のとおりです。

区分		税率(年額)	手続先	
原動機付自転車	二輪 総排気量または定格出力	50ccまたは0.6kW以下のもの	2,000円	
		50ccまたは0.6kWを超え90ccまたは0.8kW以下のもの	2,000円	
		90ccまたは0.8kWを超え125ccまたは1.0kW以下のもの	2,400円	
	三輪以上のもの(一定の構造のものを除きます)で、総排気量が20ccまたは定格出力が0.25kWを超えるもの	3,700円	小郡市役所税務課市民税係 ☎0942-72-2111 内線124・125	
小型特殊自動車		農耕作業用のもの	2,400円	
		その他のもの	5,900円	
軽自動車	二輪(125ccを超え250cc以下のもの)		3,600円	
	三輪のもの(660cc以下のもの)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	3,100円	
		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	3,900円	
	四輪以上のもの(660cc以下のもの)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	乗用 営業用	5,500円
			乗用 自家用	7,200円
			貨物用 営業用	3,000円
		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	貨物用 自家用	4,000円
			乗用 営業用	6,900円
			乗用 自家用	10,800円
	貨物用 営業用	3,800円		
貨物用 自家用	5,000円			
二輪の小型自動車(総排気量が250ccを超えるもの)		6,000円	久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081	

軽自動車税の標準税率は、車両区分ごとに定められていますが、市町村では、これを標準として必要に応じて区分を設けることができます。したがって、市町村により税率が異なる場合があります。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、翌年度分が軽課税率となります。

毎年4月1日現在で、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、重課税率となります。ただし、電気軽自動車と被けん引自動車などは除きます。



税金

## 固定資産税を納める人(納税義務者)

問 税務課 資産税係

固定資産税を納める人は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在の固定資産の所有者です。具体的には右記のとおりです。ただし、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在で、その土地・家屋を実際に所有している人が納税義務者となります。

土地	土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人
家屋	建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

## 税額算定のあらまし

問 税務課 資産税係

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

### 1. 固定資産を評価し、その価格を決定して、その価格をもとに課税標準額を算定します。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産評価員が評価します。市長は固定資産の評価額を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された評価額や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。固定資産の土地と家屋の評価額は3年に1度見直しが行われます。これを「評価替え」といいます。

原則として、固定資産課税台帳に登録された評価額が課税標準額となります。しかし、住宅用の敷地のように特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。

### 2. 税額などを記載した納税通知書を納税義務者あてに通知します。

納税通知書には、固定資産の評価額をはじめ、課税標準額、税率、税額、納期、各納期ごとの納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の申立ての方法などが記載されています。

### 3. 固定資産税の税率

小郡市の固定資産税の税率は、条例で以下のとおり定められており、税額の算定が行われます。

(課税標準額×税率=税額)

税率	1.4%
----	------



# 国民健康保険に加入したときの国民健康保険税(国保税)

## 問 国保年金課 国保係

国保税は、国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主に課税される税金で、被保険者の所得により決まるもの(所得割)と加入者に固定で負担してもらうもの(均等割・平等割)の合計で決定します。

## 各種証明書の手数料

どなたの証明書が必要ですか？

代理人申請の場合は委任状が必要です。ただし、①市内在住で申請者と「住民票上同一世帯」の方であって、②証明書の目的が「融資」・「保証人」・「裁判所提出用」以外の場合に限って、委任状は不要です。

また、申請の際は窓口に来られた方の本人確認を行います。運転免許証・住基カード・個人番号カード・健康保険証などの証明書を提示してください。

### 問 税務課市民税係

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
所得・課税(非課税)証明	・個人の所得金額 ・所得の内訳 ・所得控除の内訳 ・個人の市県民税額	300円
事業所証明	法人の本社名などおよび市内にある事業所名および所在地	300円

### 問 税務課資産税係

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
資産評価証明	固定資産の所在地・地目(家屋の場合は構造・用途・建築年)・面積・評価額	300円(※1)
資産登録証明	固定資産の所在地・地目(家屋の場合は構造・用途・建築年)・面積	300円(※1)
課税(非課税)証明	課税標準額・年税額・軽減税額(新築住宅軽減税額)	300円
資産(無資産)証明	所有する固定資産の合計の証明(資産を所有していないことの証明)	300円
公課(評価)証明	固定資産の所在地・地目(家屋の場合は構造・用途・建築年)・面積・評価額・課税標準額・税相当額	300円(※1)
名寄帳写し	所有全固定資産の1件ごとの固定資産の所在地・地目(構造・用途・建年)・面積・評価額・課税標準額・負担水準・軽減税額・年税額	100円(1枚につき)

### ● 証明書などの郵便請求もできます

詳細については、各担当課へお尋ねください。

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
土地・家屋台帳の閲覧(※2)		300円(台帳1冊を1件)
字図・地番集成図の写し(※2)	図形・地番	100円
字図証明(※2)	図形・地番および公図であることの証明	300円
住宅用家屋証明(※2)	租税特別措置法施行令第41条、第42条第1項、第42条の2、第42条の2の2の規定に該当する証明	1300円
登録証明	固定資産の所在地・課税地目(家屋の場合は構造・用途)・面積 ※ただし、建築確認・建築許可用です。	500円
航空写真の写し(※2)		1000円

※1 ただし、5筆(棟)を超えるものは、1筆(棟)増すごとに50円を加えます。

※2 本人確認は不要で申請・閲覧できるものです。

## 納税証明

### 問 収納課収納係

窓口に来た方の本人確認を行います。本人以外の方が請求される場合は、委任状が必要です。

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
軽自動車税の車検用納税証明(※)		1通300円 (※印の証明は無料です。)
国民健康保険税確定申告用納付証明(※)		
納税証明	・市県民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税	
滞納のない証明		

